

「協会の内部管理責任者等に関する規則」等の一部改正（案）に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 21 年 9 月 15 日
日本証券業協会

本協会では、「協会の内部管理責任者等に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 21 年 7 月 14 日から 8 月 31 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。この間に寄せられた意見（4 社、計 4 件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	コメント	考え方
1	規則 第 6 条 第 1 項 第 13 条	○ 内部管理部門の定義の見直し 本規則で「内部管理部門」の用語を定義した理由は、細則 3 条で参照している規則第 6 条 1 項及び第 7 条 1 項にあると推察されるが、以下に述べる理由により各規定の趣旨が不明確となっている。加えて、「内部管理業務」の定義がないにも関わらず規則の中で多用されており、全体として貴協会が内部管理をどのように捉えられているのか理解が困難である。これは個々の用語の解釈の問題ではなく、本規則の全般的な構成の問題と思われ、具体的には以下に述べる点について再検討をお願いしたい。 協会規則では、「内部管理部門」は「コンプライアンス、監査、営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課」となっているが、内部管理部門がこのように限定的に定義されていることの理由は不明である。協会規則では「内部管理部門」の定義が限定的であるのに対し、金商法業令第 153 条（以下、「府令」）では、「内部管理に関する業務」として、法令遵守管理のみならず、損失の危険の管理、内部監査、財務、経理、税務に関する幅広い業務が定められている。協会規則の限定的な「内部管理部門」の定義の下では、不自然な事態が生じかねない。例えば、第 6 条 1 項に従い、内部管理統括責任者が補助責任者を任命する際は、当該「内部管理部門」から任命しなければならない。すると、内部監査の部長を補助責任者に任命できても法務部長は任命できないという事態が発生する。内部管理統括責任者がその職責を果たすにあたってそれを適切に補佐できる立場にあれ	本規則は、第 1 条において、「金商法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理する業務に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定めることにより、協会の内部管理体制を強化し、適正な営業活動の遂行に資すること」を目的として掲げており、当該目的の達成のため、内部管理統括責任者の責務のひとつとして、「役員又は従業員に対し、金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めなければならない。」旨を定め、協会員における投資勧誘、顧客管理面での法令諸規則等違反の発生を抑止が本規則の対象範囲となっております。 このため、現行案のままとさせていただきます。 なお、内部管理統括補助責任者の任命に関しては、本規則に定める業務を行う部署であれば、名称の如何に関わらず、内部管理部門に該当することとなるため、例示されている法務部長については、当該業務を担当しているのであれば内部管理統括補助責任者に任命することは可能であると考え旨念のため申し添えます。

項番	該当条文	コメント	考え方
		ば、補助責任者を協会規則の「内部管理部門」からではなくとも、少なくとも府令の内部管理に関する業務に従事する部門・部署から任命することを妨げる理由はないはずである。 以上のことから、「内部管理部門」の定義を各社がその組織に合わせてより柔軟に対応できるように見直して頂きたい。 また、規則 13 条では、「内部管理業務」の管理職者を内部管理責任者に任命することとなっているが、「内部管理業務」の定義がなく明確ではない。 「内部管理業務」は、「内部管理部門」の役割・職責を示すものとなるように定義を追加して、規則を全体として一貫性のある内容に整えて頂きたい。 具体案としては、府令を参照しつつ、貴協会が内部管理強化のために必要と考える業務内容を定める方法がある。協会規則は、貴協会が「内部管理部門」に該当するとお考えの部署の業務の観点から定義しているが、府令は「内部管理に関する業務」をそれに求められる役割・職責の観点から定義しているため、各社で該当する業務を担う部署を「内部管理に関する業務」を行う部署と位置付けることが可能な制度設計になっている。協会規則でも、府令に倣って、本来「内部管理部門」に求められる役割・職責の内容から定義することで実務に即した柔軟な対応が可能になると考える。 まずは「内部管理業務」を定義し、当該業務に携わる部門・部署を「内部管理部門」と定義して頂きたい。 当社としては、「内部管理業務」の定義は、府令の「内部管理に関する業務」に加えて「営業単位以外の部署であって、原則、投資勧誘等の営業活動は行わず、営業単位における営業活動の適正な遂行を帳票等にて事後的検証する」業務を読み込める内容として頂きたい。これにより、各社の組織の実情に合わせた内部管理強化により実効性のある体制構築が可能になると考える。もし、府令の「内部管理に関する業務」が貴協会の考える「内部管理部門」より範囲が広いのであれば、業府令に列挙される業務のうち該当項目のみを指定する方法も考えられる。	

項番	該当条文	コメント	考え方
		(2 社、 2 件)	
2	細則 第 6 条 第 2 号 第 3 号	改正案においては、管理職者でない者を内部管理責任者として任命する場合には、現行細則第 6 条に規定する定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が 7 年以上の者又は年齢が 27 歳以上の者であることが引き続き要件として求められている。 しかしながら、内部管理責任者の任命に当たっては、年齢、業務に従事した期間といった形式的な観点よりも、知識、経験といった実質的な観点からの判断が重要であり、管理職者でない者であっても内部管理責任者として任命されている管理職者と同等の知識、経験を有している者であれば、管理職者を内部管理責任者に任命する場合と同等の実効性が保てるものとする。 このため、当該要件について見直していただきたい。 また、内部管理責任者の兼務に関しても上記と同様の考え方により、管理職者でない者であっても他の営業単位の内部管理責任者の兼務を可能としていただきたい。 (2 社、 2 件)	内部管理責任者として任命することができる管理職者でない者については、形式的な観点よりも実質的な観点からの判断が重要であるとのこと指摘を踏まえ、細則第 6 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づく内部管理責任者の配置について、各協会員において知識、経験といった実質的な観点からの判断が可能となるよう、規定を修正します。

以 上